

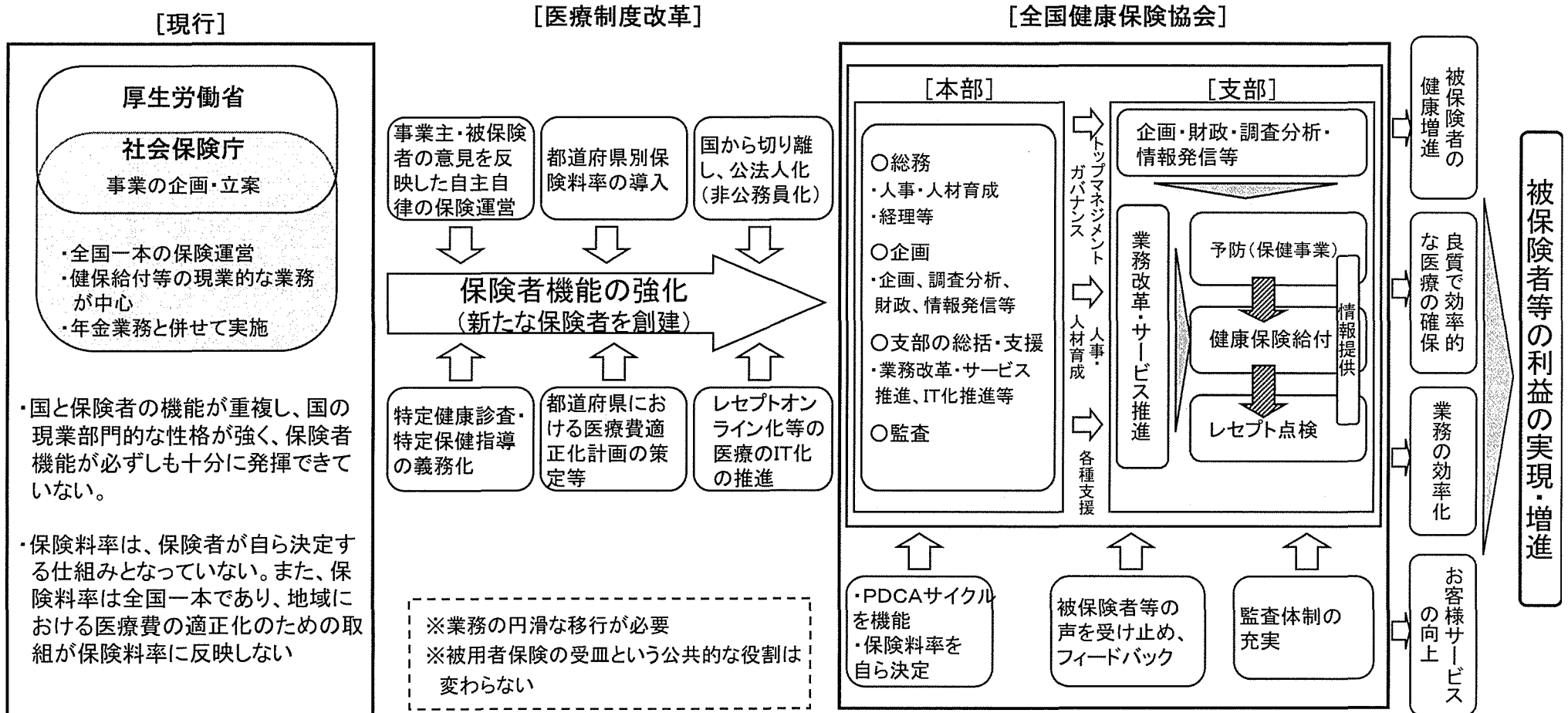
全国健康保険協会の組織人員

－医療制度改革を踏まえた組織の在り方－

(検討のための素材)

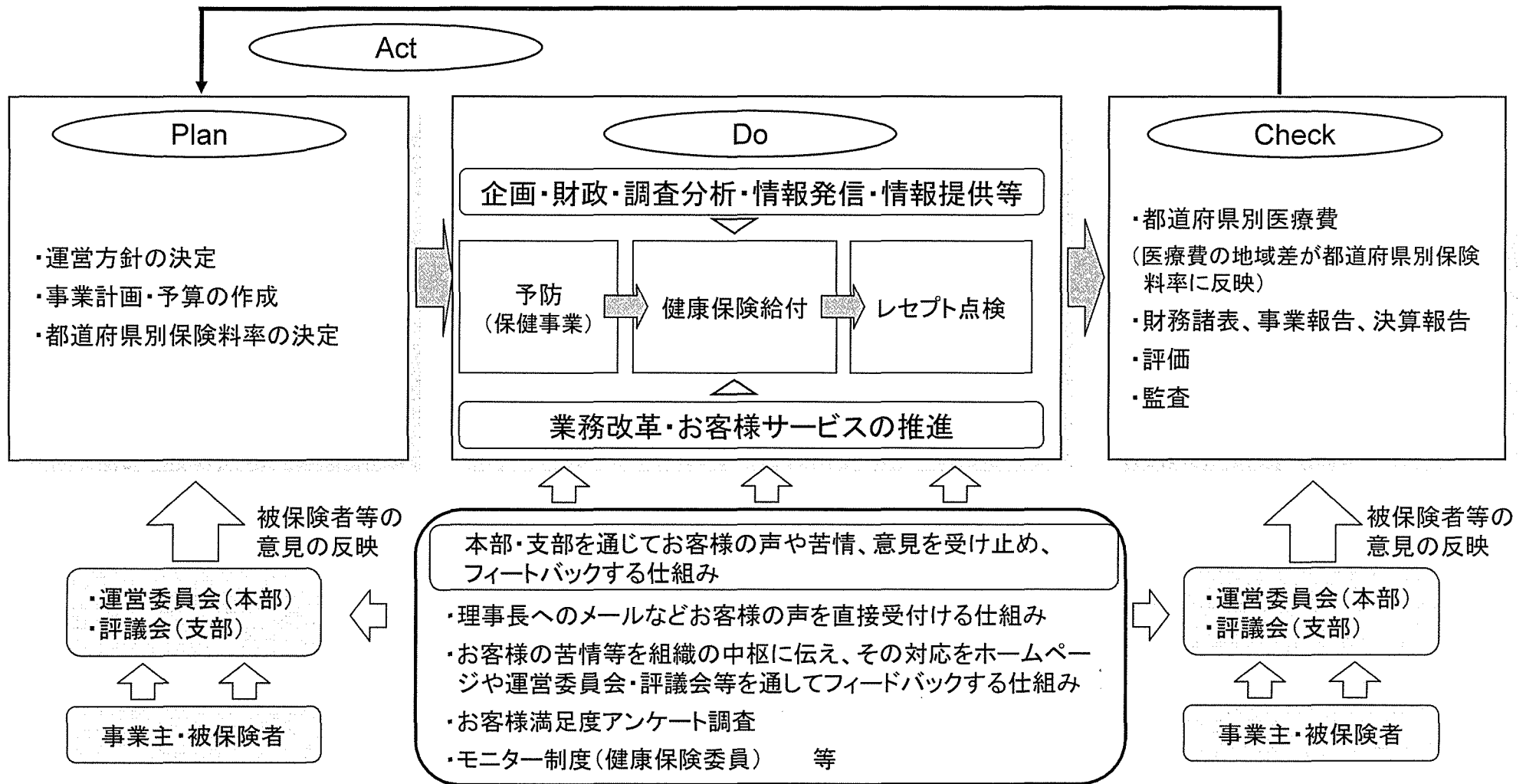
全国健康保険協会の組織設計の基本的な考え方(全体像の整理)

- 現行の政府管掌健康保険においては、保険者機能が必ずしも十分に発揮できていない。
- 協会の組織設計に当たっては、今般の医療制度改革を踏まえ、保険者機能が十分に発揮できる新たな保険者を創建するという視点から考えていくことが必要。



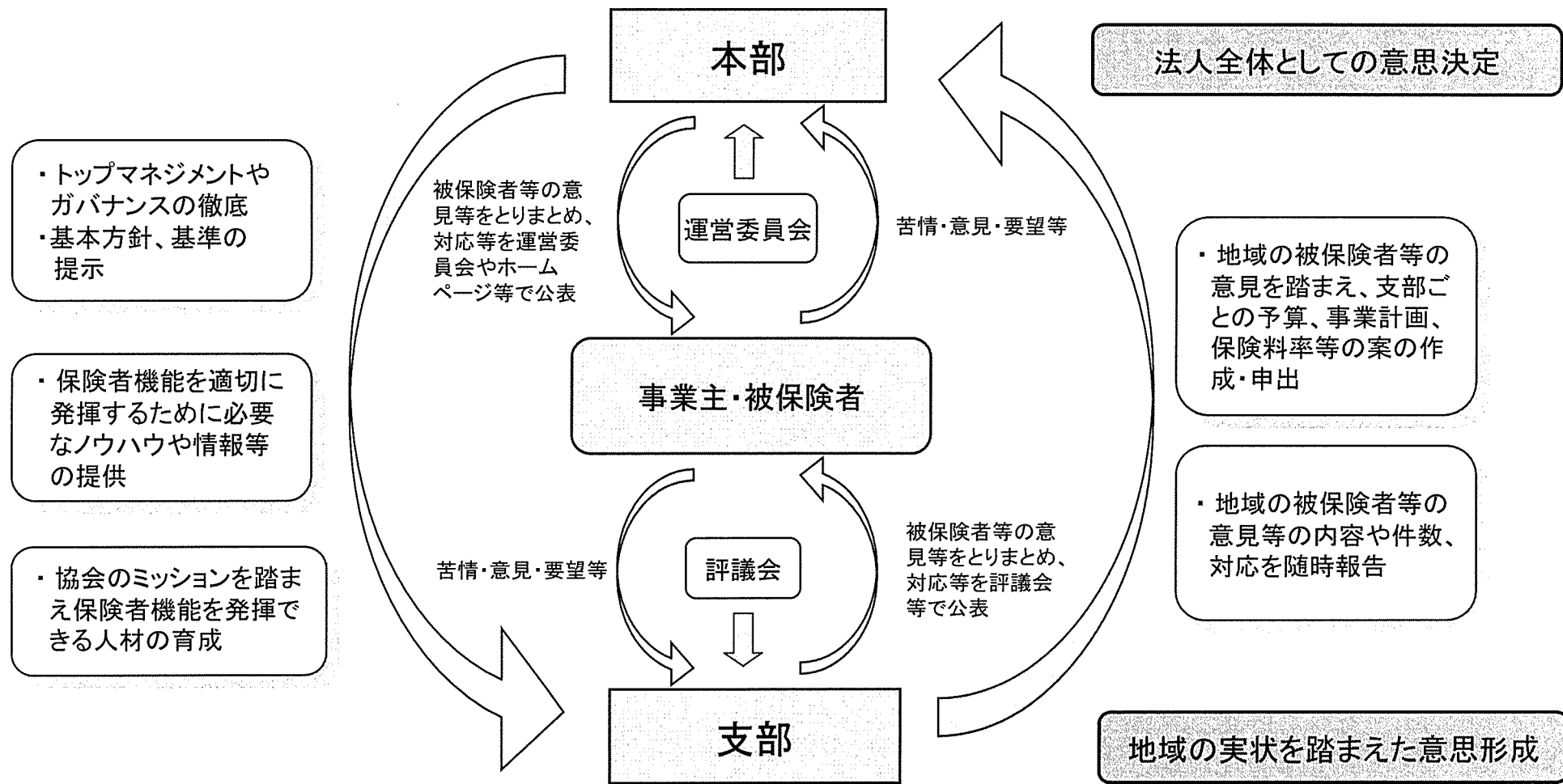
健康保険事業の運営の基本サイクル

- 予算、事業計画、保険料率等の重要な事項については、各支部の評議会の意見を聴いた上で、最終的に本部の運営委員会の議を経て決定。地域の医療費の動向が保険料率に反映し、事業主・被保険者の意見に基づき、保険料率との兼合いのもとに事業運営を決定し、実施。
- 本部・支部を通じてお客様の声や苦情、意見を責任を持って受けとめ、フィードバックする仕組みを設ける。



全国健康保険協会の本部・支部と被保険者等との関係について

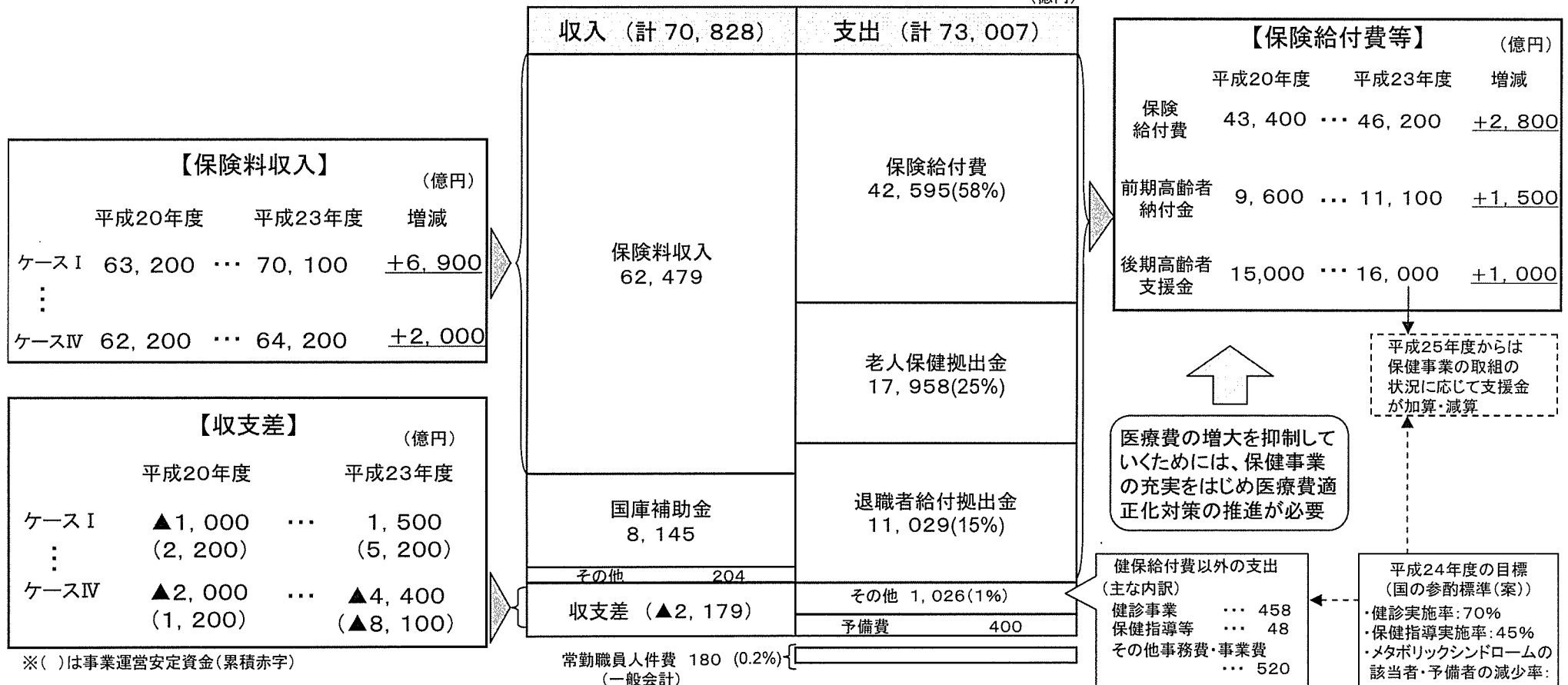
○協会としては、本部・支部を通じて、被保険者等の意見、苦情等を受け止める仕組みを設け、運営委員会・評議会等を通じて、意思形成・決定を行い、被保険者等にフィードバックしていく必要がある。



政府管掌健康保険における財政収支の見通しとの関係について

- 政府管掌健康保険の支出のうち約99%は保険給付費及び高齢者医療等の拠出金が占めており、医療費の伸びが保険料収入(賃金)の伸びを上回れば、収支の均衡を図るためには、これに応じた適切な保険料率の設定が必要となる。保険料率の上昇を抑さえていくためには、保健事業などの医療費適正化対策が重要となる。
- また、平成20年10月以降1年以内に都道府県別保険料率に移行する必要がある、医療費の地域差がみられる中で、地域の実情を踏まえた医療費の適正化のための取組の推進が重要となる。

平成19年度予算(特別会計(医療分)) (億円)



※ ()は事業運営安定資金(累積赤字)

(備考)

※ 上記の財政収支の見通しについては、「政管健保の平成19～23年度に係る収支見通しについて」(平成19年3月公表)に基づくもの。

※ 賃金の伸びは、ケースIは3.0%、3.5%、3.8%、4.1%、ケースIIは2.4%、2.3%、2.2%、2.2%、ケースIIIは、1.8%、2.1%、2.3%、2.5%、ケースIVは、1.4%、1.4%、1.3%、1.3%。

※ 保険料収入は、現行の保険料率(82%)を用いて算出。

保険者として求められる組織の機能

○保険者には、被保険者等の利益を代表し、その健康増進や良質で効率的な医療の確保等を実現していくことが求められる。

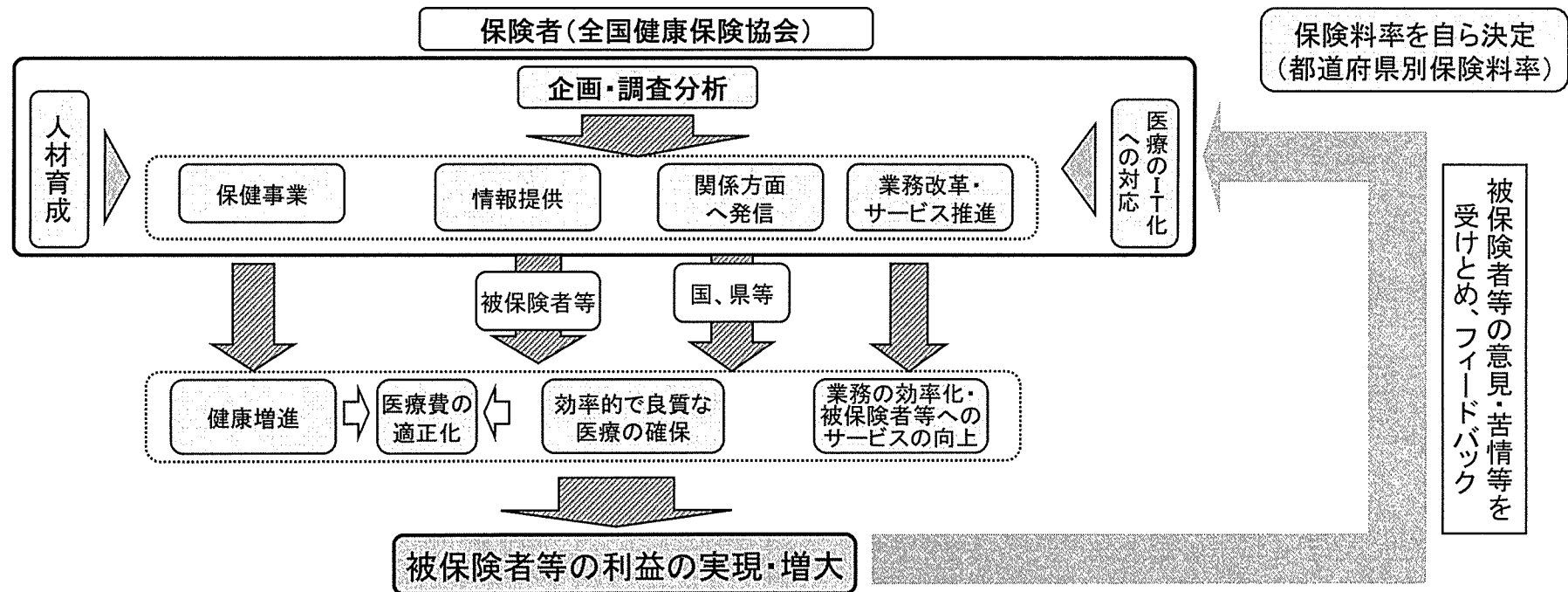
○被保険者等の利益を実現するルートとしては、

- ①健診や保健指導等を通じた被保険者の健康増進や疾病の予防
- ②情報提供を通じた適切な受診の確保
- ③国、都道府県、関係審議会等の関係方面への発信
- ④業務改革やサービスの改善等を通じた被保険者等に対するサービスの向上

等が考えられ、これらの取組を効果的に行うためには、企画や調査分析の機能が果たす役割が大きい。

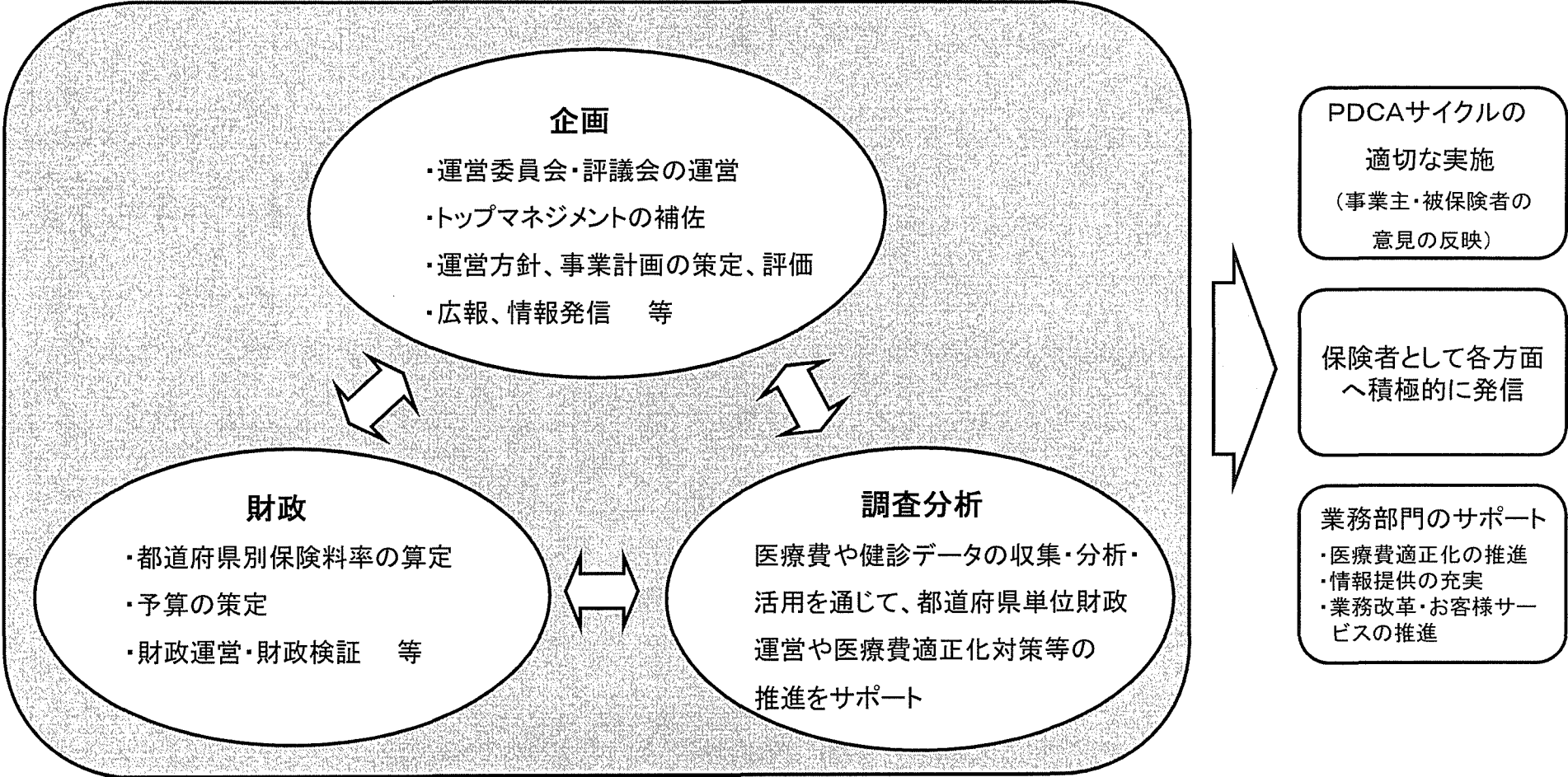
○また、協会は、自主自律の保険運営のもと、被保険者等の意見を受け止め、これに適切に対応するとともに、都道府県別保険料率を自ら決定する必要があり、被保険者等の意見に基づきPDCAサイクルを適切に機能させていくためにも、企画の機能が果たす役割は大きい。

○今般の医療制度改革においては、レセプトオンライン化や健診データの保存の義務化等が行われており、データに基づき事業を実施していくための枠組みが整ったところであり、保険者としては各種データを整理、分析し、これを事業に有効に活用していく機能が求められる。



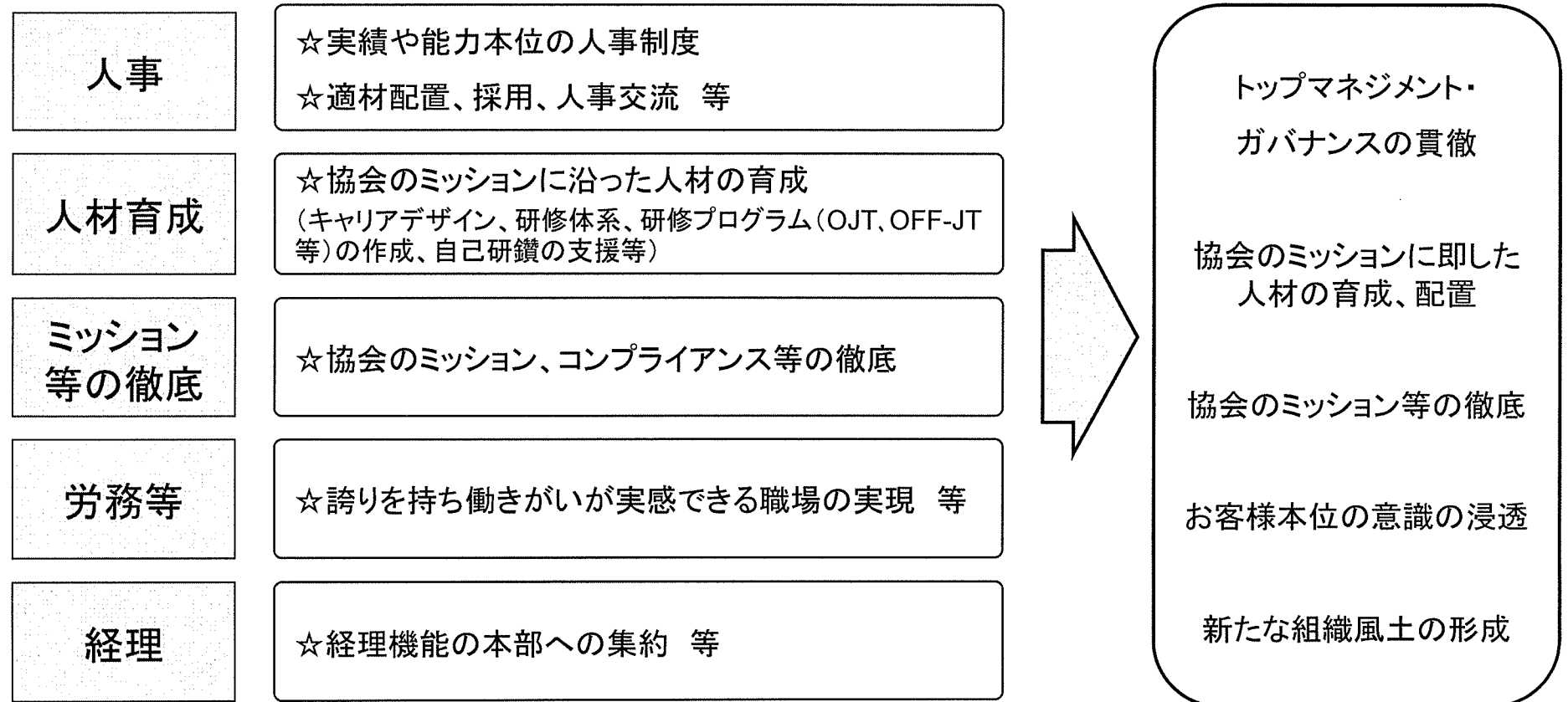
企画部門の充実強化について

各支部で保険者機能が十分に発揮できるよう、支部の企画、財政、調査分析の機能の強化を図るとともに、それを支援するため、本部におけるこれらの機能を強化し、本部の適切なガバナンスのもとに、PDCAサイクルを適切に機能させていく必要があると考えられる。



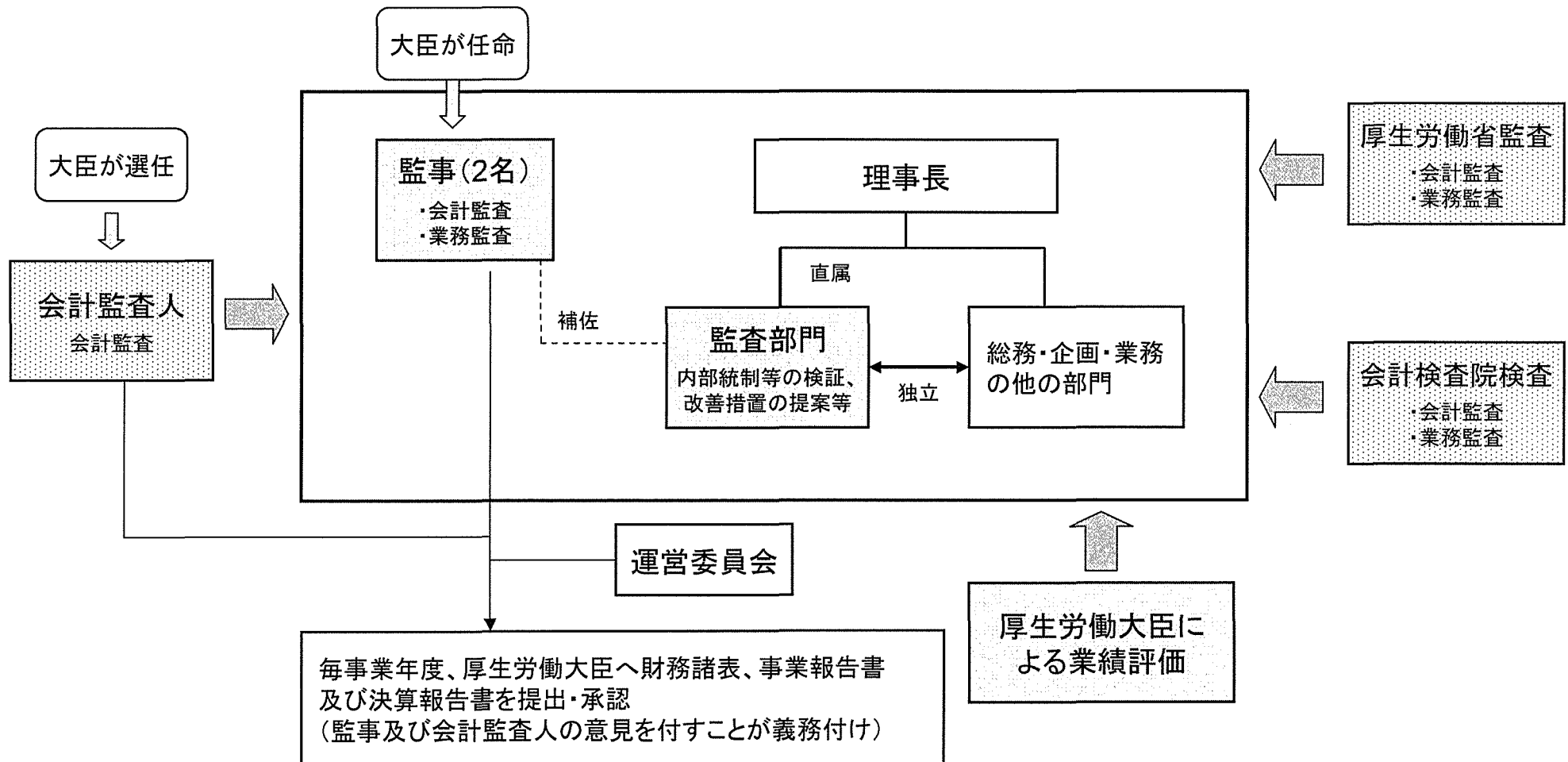
総務部門の役割について

協会のミッションの遂行に照らし、実績や能力本位の人事や処遇を行い、保険者としての優れた志や企画力、専門性を備えた優れた人材を育成するとともに、協会のミッションやコンプライアンス等を徹底させるなど、総務部門については、本部のガバナンスのもとに全体の組織力が適切に発揮できるように、これを人事等の面で適切に支えていくことが求められる。



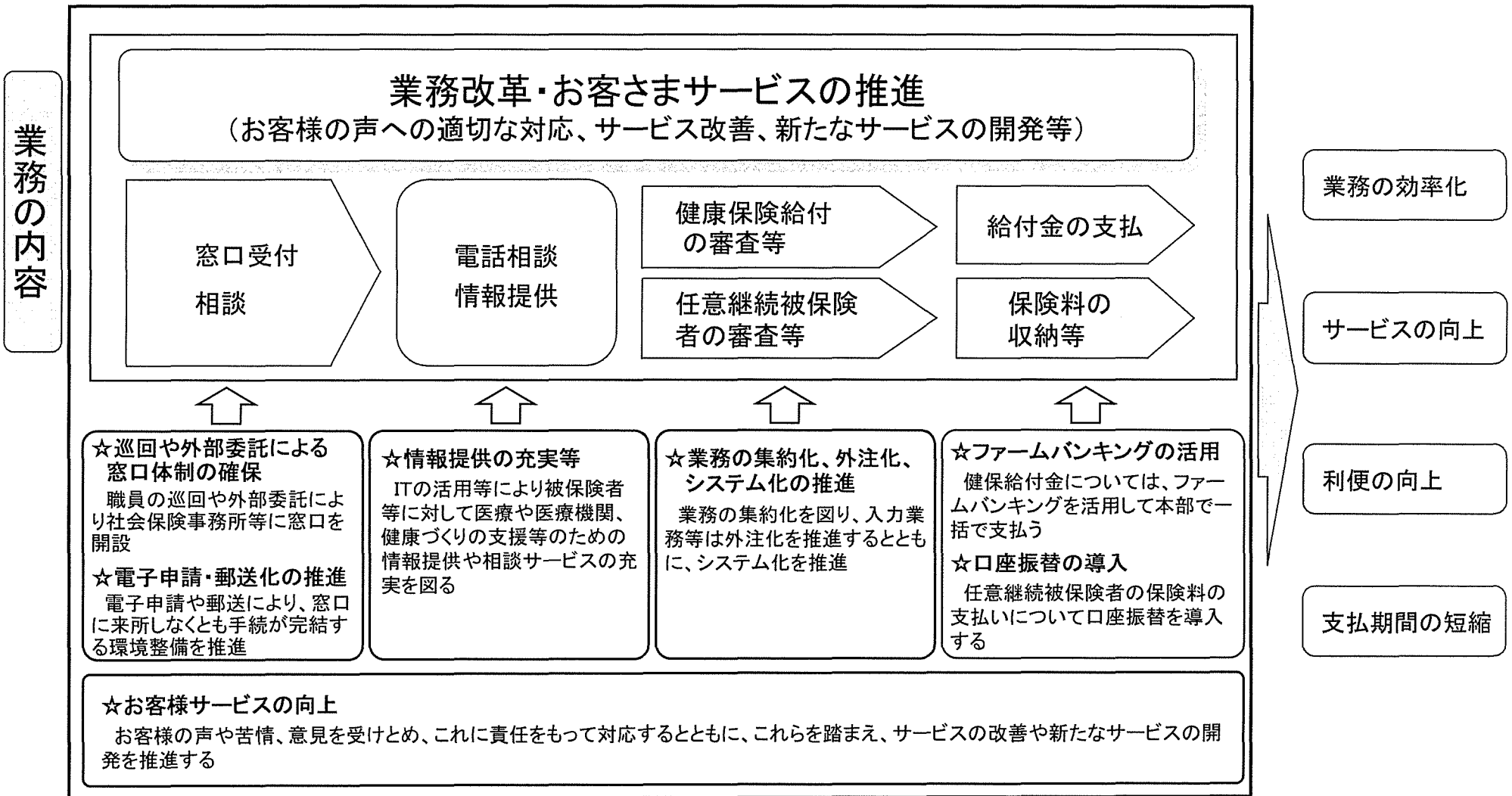
監査部門について

- 協会については、内部監査及び外部監査を通じてその適切な運営を確保していく必要がある。
- 監査部門については、理事長の直轄として他の部門と独立した形で置き、各支部に実地に監査を行い、内部統制等の検証や改善措置の提案等を行う。



健康保険給付等のサービスの実施部門について

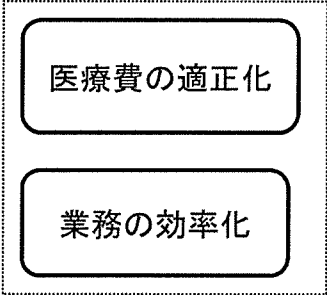
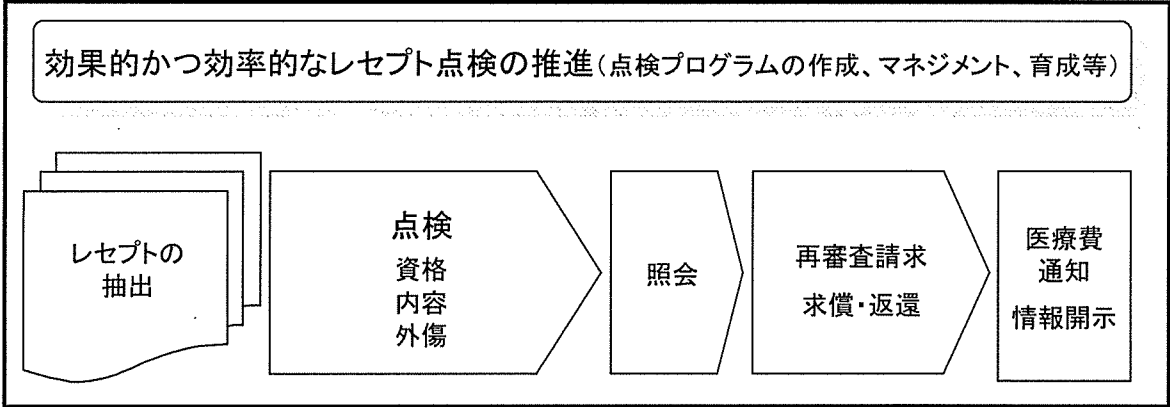
健康保険給付等のサービスの実施体制については、新たなシステムの導入や業務改革を通じて、業務の効率化を図るとともに、お客様の視点から質の高いサービスを提供することができるサービス部門として構築する必要があると考えられる。



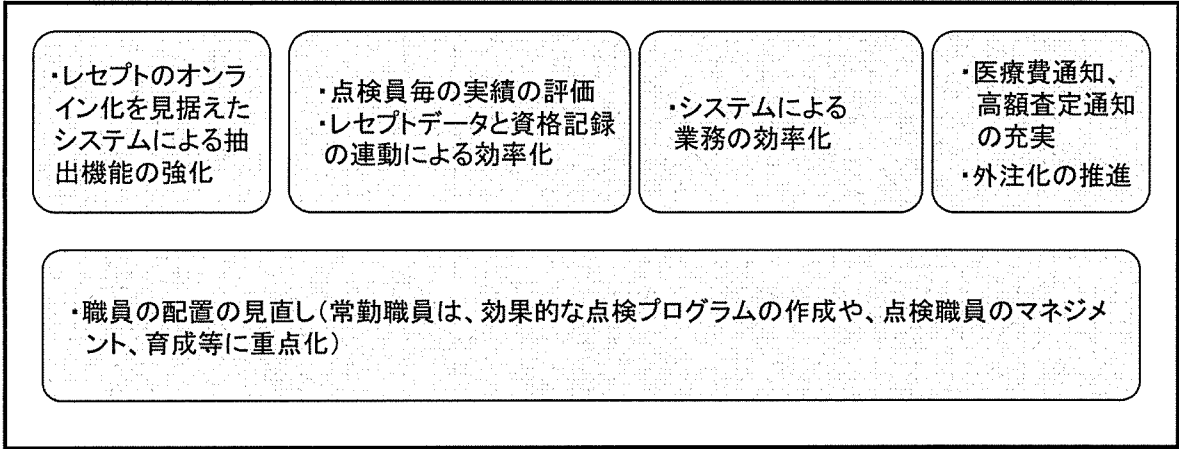
レセプト点検部門について

レセプト点検については、医療費の適正化のための柱の一つであり、今後のレセプトのオンライン化も見据えながら、各支部において効果的かつ効率的な点検体制を構築していく必要がある。

業務の内容



※平成17年度実績
約654億円(約450万件)



レセプトオンライン化の影響について

- ・平成20年10月時点(平成20年4月から400床以上の病院がオンライン化(全体の約25%))では、電子レセプトと紙レセプト(DVDによる画像データ)が混在し、歯科レセプトも紙レセプトのままであるとともに、照会や再審査、求償等の事務はオンライン化の影響を受けず、さらに当初はオンライン化に即した点検プログラムの作成等が必要であることから、これに対応する体制が必要。
- ・ただし、平成23年4月以降はレセプトは原則オンライン化されることから、電子的な診療報酬点数表(電子点数表)の整備や点数計算のロジックの明確化の状況も踏まえ、点検体制の大幅な見直しを検討。

保健事業の実施部門について

- 平成20年度から、40歳以上の被保険者・被扶養者を対象とする、内臓脂肪型肥満(メタボリックシンドローム)に着目した健診・保健指導が保険者に義務づけられており、加入者の生活習慣病を予防し、医療費の適正化を図るためには、保健事業への取組が重要となる。
- また、平成24年度における健診実施率、保健指導実施率及びメタボリックシンドロームの該当者・予備群者の減少率の目標が参酌標準(案)として示されており、平成25年度からは、各保険者における当該目標の達成状況を踏まえ、後期高齢者支援金の加算・減算が行われることから、後期高齢者支援金の負担を軽減するためにも、保健事業への取組みが重要である。
- さらに、保険者として、被保険者や患者の立場から健康づくりや医療に関する情報提供の充実を図っていく必要がある

